

令和2年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	障がい者プラン・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定事業			整理番号	-
				担当課係	介護福祉課
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	1	社会福祉費	内線等	166
	目	2	社会福祉費	事業区分	臨時事業
	大事業	13	障がい者プラン・障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定事業	事業期間	単年度のみ 令和2年～2年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

障害者プランについては、「障害者基本法」に基づき策定し、障がい者福祉施策の推進を行ってきた。また、障がい福祉計画については、「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込量及び目標値を設定し、取り組んできた。さらに、障がい児福祉計画は、「児童福祉法」に基づき、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を目的に策定した。今回、これらの計画の期間が終了することに伴い新たな計画を策定する。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	保健・医療・福祉・教育・就労・当事者団体・行政職等で構成する「策定協議会」を設置し、国の方針に基づき、障がい者、障がい児の保護者、一般市民、サービス提供事業所に対するアンケート調査や当事者団体へのヒアリング調査等を行い、地域の実情に応じた計画を策定する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	障がい者（児）の自立及び社会参加を総合的かつ計画的に支援することを目的とする。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	5. 健やかな暮らしづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	5-2地域福祉の充実
			小項目	障がい者福祉の充実
(理由) 小松島市第6次総合計画では、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共存社会の実現が求められており、障がい者が必要なサービスを受けながら自立と社会参加に向けた取り組みが示されており、整合性が取れている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

「障害者基本法」「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づく計画であり各市町村でも策定されている。近隣市町村でも、本市の計画と同様にアンケート調査や団体ヒアリング調査を実施し、現状やニーズ課題を把握し地域の実情に応じた計画の策定を予定している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	障がい者（児）、保護者、介護者、障がい福祉サービス事業等
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	障がい者が安心して生活するために基本的施策と方向性を示し、障がい福祉サービス等を安定して提供する体制づくりとを行うことにより障がい者の自立と社会参加の継続と推進を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	障がいの種類、程度等及び障がい者を取りまく環境も多様化している。地域の実情に応じ、個々のニーズや課題に対応できるサービスを提供できるための基盤となる計画を策定してほしい。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後どのように変化していくか）
	障がい者及びその保護者の高齢化、精神障がい者及び発達に気かりのある児の増加等に伴い、障がい福祉に係るサービス費は、全国的に右片上がりに増加している。今後、障がい福祉に関する法律・制度も変化していくと考えられるため、国・県の動向をみながら迅速に対応する必要がある。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	0					
		その他（利用者負担等）	0					
		一 般 財 源	4,031	4,031				
	A 直接事業費（千円）	4,031	4,031	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	1.00 人	1.00 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	7,478	7,478				
		会計年度任用・嘱託職員数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
		会計年度任用・嘱託職員の費金等②	0	0				
	B 人件費計（千円）①+②	7,478	7,478	0	0	0	0	
A + B	11,509	11,509	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある a <input type="radio"/> ない	理由	「障害者基本法」「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づく必須事業であり障がい者の安定した生活を総合的・計画的に支援するために必要である。				
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input type="radio"/> できない a <input checked="" type="radio"/> できる	理由	「障害者プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を1つの計画としてまとめることができる。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="radio"/> ない a <input checked="" type="radio"/> ある	理由	今期の計画の成果等を分析し、次期計画に反映させる。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②	3つの計画をまとめることにより、事務の効率化や経費削減を図ることができる。						
	③	進捗状況や成果を分析、評価することにより今後の課題を明確にし、今後の方向性を検討する資料とする。						
所属長による総合的なコメント								
国が定める基本指針に基づき、障がい者福祉の制度や社会情勢の変化等長期的な展望も視野におきつつ、地域のニーズや課題に即した計画を策定する必要がある。								